



報道機関 各位

記者発表資料
令和元年9月10日（火）
問い合わせ先：市民税課
課長：北沢
担当：栄田
電話：829-1913
内線：4745

個人住民税データ入力業務の受託者における契約及び法令違反
の調査結果について（最終報告）

平成30年12月18日に公表した「さいたま市個人住民税データエントリ業務」の受託者（システムズ・デザイン株式会社（以下「S社」という））の契約及び法令違反（市の承認を得ない再委託による業務履行）について、データ管理方法等のセキュリティ体制及び業務の処理方法を調査した結果について、次のとおり報告いたします。

1 本市調査結果

- (1) S社及び再委託先からの個人情報流出の形跡は認められなかった。
- (2) S社及び再委託先において、個人情報を含むデータは適切に削除されていた。

2 本市調査内容

- (1) S社保有文書・記録の確認及びS社関係者への聴取
データ受渡し方法、業務処理計画、再委託先との契約書類などの確認
- (2) S社及び再委託先への立入検査
オフィスの入退室管理、パソコンのアクセス権限及びパスワードの設定、USB機器の接続制御、データの削除ルール及び方法などの確認
- (3) S社からの結果報告の精査及び本市が行った調査結果との整合性などの確認

3 本市の特定個人情報を取扱う業務委託に係る再発防止策

- (1) 契約締結時に、再委託の有無について書面で報告を求める。
- (2) 原則として、作業実施期間中に作業場所へ立入検査を実施する。

4 その他

本件に関する市民への被害は確認されておりません。